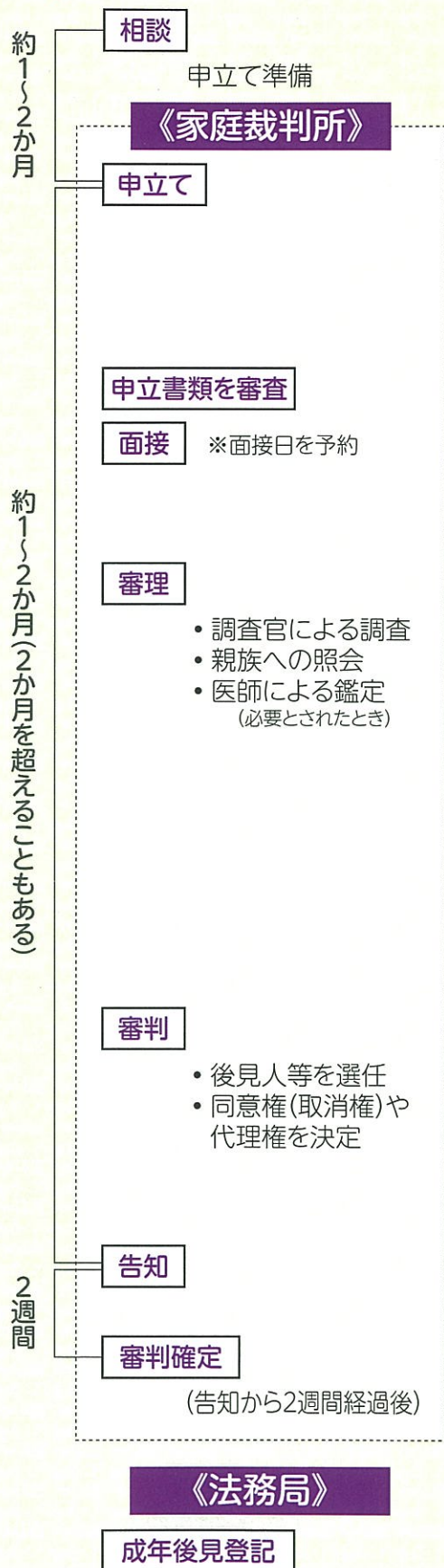




もうした てつづ

6 申立て手続きの流れ



<申立てできる人>

本人、配偶者、4親等内の親族、町長 など

※申立てをした後は、家庭裁判所の許可がなければ取り下げることができません。

<申立てに必要な書類>

申立書、申立事情説明書、本人情報シート、診断書
親族関係図、親族の意見書、後見人等候補者事情説明書
財産目録、収支予定表、戸籍謄本、住民票 など

<申立てにかかる費用(概算)>

診断書……………5千円〜1万円
戸籍謄本、住民票等……………数千円
家庭裁判所手数料等……………約1万円
鑑定費用(必要な場合のみ)……………約5万円
弁護士・司法書士に依頼する場合……………10〜30万円

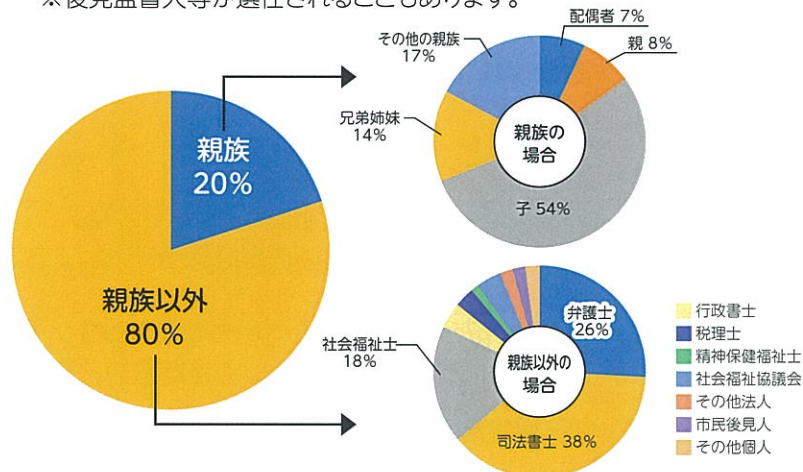
<後見人等に選任される人>

親族(子、兄弟姉妹、配偶者、親、その他)

専門職(弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士、精神保健福祉士等)
社会福祉協議会等の法人、市民後見人 など

※申立書に記載された候補者が選任されるとは限りません。

※後見監督人等が選任されることもあります。



※告知から2週間以内に不服申立てがなかった場合、審判が確定します。
なお、選任された後見人等について不服申立てすることはできません。

<後見人等報酬の費用負担(概算)>

後見人等報酬(専門職後見人等の場合)

月額2万円ぐらいから

(本人の財産状況を考慮して家庭裁判所が金額を決定します)

後見監督人等が選任されたときは、別途報酬負担が生じます。

「後見」「保佐」「補助」に決定されたことが、法務局で登記されます。
(戸籍には記載されません。)

<後見終了の事由>

- 本人の判断能力が回復して、家庭裁判所が審判を取り消したとき
- 本人が死亡したとき



せいねん こうけん

7 成年後見の終了